

株式会社ジョイ・フローラ行動計画

女性が活躍でき、男女ともに長く勤められる職場環境を作るため、次の行動計画を策定する。

1、計画期間： 令和 6 年 8 月 1 日～令和 10 年 7 月 31 日

2、目標と取組内容・実施時期

目標 1：契約社員から正社員への女性の登用を 3 名以上実現する。

(取組内容)

- ・令和 6 年 8 月 契約社員を対象に、正社員登用基準の説明と正社員転換希望のヒアリングを行う。
- ・令和 6 年 9 月 正社員登用希望者への勉強会の実施、社外カリキュラム受講者の選定
- ・令和 6 年 11 月 受講基準達成者に順次、社外カリキュラム受講開始
- ・令和 7 年 3 月 社外カリキュラム卒業者に順次、正社員登用試験の実施
- ・令和 7 年 4 月 試験合格者について正社員への登用を開始する。
- ・令和 7 年 4 月～ 必要に応じて制度・基準の見直しを行う。

目標 2：社員（正社員・契約社員）の残業時間を月平均 20 時間以内とする。

(取組内容)

- ・令和 6 年 8 月 毎月 2 日間の定時退社日を各店舗にて設定し店主・店長主導で定時退社を呼び掛ける。
- ・令和 7 年 4 月 パートから契約社員への登用をすすめ、業務の分散化及び人手不足の解消を図る
- ・令和 7 年 8 月 各店舗の対策と残業時間削減実績を店主・店長会議にて公表し好事例等を全社で共有する。

令和7年5月31日

株式会社ジョイ・フローラ

女性活躍推進法に関する情報公表

A、女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

①労働者に占める女性労働者の割合（令和7年5月末日 現在）

全労働者	:	421 人	
男性労働者の数	:	103 人	24.5%
女性労働者の数	:	318 人	75.5%

B、男女の賃金の差異（小数点1位まで表示）

男性の賃金に対する女性の賃金の割合）

全労働者	:	68.4%
正社員	:	103.5%
パート・アルバイト	:	91.5%
及び有期契約社員		

※対象期間 令和6年1月1日～令和6年12月31日まで

※パートアルバイト人員は年間総労働時間を社員と同じ2040時間で除して換算し給与額の平均を算出

※全労働者における賃金差異が大きい理由は、男女の社員数（フルタイム）の割合が男性人員全体：21.3% 女性人員全体：6.0%と社員数の割合に大きな差異があることにより賃金差異が生じている。

C、職業生活と家庭生活との両立

②労働者のひと月あたりの平均残業時間

1人あたり 1時間38分